

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3年 2月 5日

分任支出負担行為担当官
伏木富山港湾事務所長
宮丸 克巳

1. 調達内容

- (1) 件 名 伏木富山港湾事務所車両管理業務（電子入札対象案件）
- (2) 仕 様 等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。
- (5) 入 札 方 法

入札者は、別冊仕様書により2台分の基本月額を算出し、その金額を入札書に記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 電子調達システムの利用

- ① 本案件は、申請書等の提出・入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
- ② 本案件は、契約手続きを原則として電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、東海・北陸地域を希望する者で、「役務の提供等」の「A等級」、「B等級」、「C等級」又は「D等級」の資格を有する（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格の再審査を受けていること。）者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 富山県又は富山県の隣接県に本社、支店又は営業所を有していること。
- (5) 下記の要件を満たす者であること。
 - ① 以下のいずれかの要件をみたす「車両管理責任者」を配置できること。

- 1) 安全運転管理者の選任を受けている者。
 - 2) 2年以上の運転管理の実務経験を有すること。
 - 3) 道路運送法又は貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者。
- ② 「車両管理責任者」は、富山県又は富山県の隣接県にある本店、支店又は営業所に勤務している者であること。
- (6) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局から指名停止を受けていないこと。
 - (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
 - (8) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒930-0856 富山市牛島新町11-3
北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所 品質管理課
電話 076-441-1905 FAX 076-443-5330
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
上記(1)の問い合わせ先と同じ
- (3) 紙入札方式による入札書の提出場所等
上記(1)の問い合わせ先と同じ

4. 入札手続き等

- (1) 入札説明書等の配付場所及び期間
配付場所：上記3.(1)の問い合わせ先にて配付する。
配付期間：令和3年2月5日（金）から令和3年3月10日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日 9時00分から17時00分まで
- (2) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の提出期限
令和3年2月24日（水）12時00分（必着）
- (3) 電子調達システムによる入札書及び紙入札・郵送等による入札書の受領期限
令和3年3月10日（水）12時00分（必着）
- (4) 開札の日時及び場所
令和3年3月12日（金）10時00分 北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所

5. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
① 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システム内の電子くじにおいて落札者を決定するものとする。
- ③ 落札予定者の決定は、原則開札日の翌日以降に行うものとする。
- ④ 落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を下回った場合は、入札を「保留」とし、予算決算及び会計令第86条の調査を実施するので、調査基準価格を下回った入札を行った者は事後の調査に協力すること。
- ⑤ 本業務に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は令和3年4月1日を予定するが、当該業務に係る令和3年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他
詳細は入札説明書による。